

横須賀都市計画公園

- 2・2・3号 港町公園
- 2・2・33号 根岸第4公園
- 3・3・2号 諏訪公園
- 3・3・20号 佐島の丘公園

1 次 案

令和4年（2022年）9月12日

横 須 賀 市

理 由 書 （ 公 園 ）

戦後復興や高度経済成長に伴い、適正な土地利用を図ることと合わせ、減少するみどりを都市計画公園・緑地として保全・創出してきましたが、20年以上の長期にわたり事業に着手していないものが存在しています。

これら都市計画公園・緑地を含む都市施設の計画区域には、都市計画法第53条により建物の階数や構造等に制限が課せられており、長期間にわたり整備の見通しが立たないものに対しこのような制限をかけ続けていることが課題となっています。

このため、本市では令和4年3月に「横須賀市都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定し、同方針に基づき、長期間未整備となっている公園・緑地の対応について検討を行いました。

その結果、都市公園として整備されている都市計画公園2・2・3号港町公園、2・2・33号根岸第4公園、3・3・2号諏訪公園及び3・3・20佐島の丘公園は、当該公園に求められる機能を既に満たしていることから、これらの都市公園の管理区域に計画区域を合わせる変更を行うものです。